平成２１年（フ）第１１５２号
北九州市小倉北区朝日ケ丘２番２―407号
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１９２号
福岡県中間市池田１丁目21番１―201号
債務者　中嶋　武嗣
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８２１号
福岡県遠賀郡岡垣町大字吉木743番地３
債務者　西﨑　　彰
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２５５５号
名古屋市北区楠味鋺４丁目1211番地
債務者　櫻井　淳二
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８０号
山形県酒田市上安町１丁目80番地の33ウィルステージ２Ｃ号、前住所山形県山形市城西町４丁目14番27号アメニティキャッスルアイ205号
債務者　中村　正人
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第２６００号
横浜市栄区田谷町1588番地　サンライズ田谷102号室
債務者　内堀　光夫
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６０１号
横浜市栄区田谷町1588番地　サンライズ田谷102号室
債務者　内堀　和子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６０２号
神奈川県茅ヶ崎市小和田２丁目12番72号　サンハイツ小和田301号
債務者　萩原　　充
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６３０号
横浜市緑区霧が丘３丁目９番地２　コーポ栄Ⅱ―102号
債務者　中沢　好美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７２０号
横浜市緑区新治町571番地７
債務者　岩洞　郁幸
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７２４号
横浜市港北区小机町2600番地　臼井ハイツ302
債務者　蛯原　光江
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７３２号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目22番地の16　向進ビル403
債務者　高橋　博史
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７４７号
横浜市戸塚区深谷町109番地10
債務者　小宮　昌美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０３号
愛知県刈谷市半城土中町３丁目７番地７
債務者　松本　秀美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１９１４５号
千葉県船橋市芝山２丁目５―12―502
債務者　有本　綾子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３１８号
東京都足立区西新井４丁目37―14―205
債務者　田中　太一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部